

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	水供給 00-01 <u>R 2</u>
提出年月日	<u>令和5年1月5日</u>

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（水供給）

（再処理施設）

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第45条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
  - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

# 別紙

## 水供給00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(水供給)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/5	2	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

## 別紙 1

基本設計方針の許可整合性、  
発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）（1 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="276 457 1234 695" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【凡例】</b></p> <p>下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)</p> <p>波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分</p> <p>灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項</p> <p>黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所</p> <p>🗨️：発電炉との差異の理由    🟡：許可からの変更点等</p> </div>			<p>1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性</p> <p>1.9.41 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備</p> <p>(重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備)</p> <p>第四十一条 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第41条に規定する「設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を供給するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できること。</li> <li>二 複数の代替水源（貯水槽、ダム、貯水池、海等）が確保されていること。</li> <li>三 各水源からの移送ルートが確保されていること。</li> <li>四 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備すること。</li> </ul> <p>適合のための設計方針</p> <p>重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>水⇩</p> <p>代替水源は、複数を確認する。水⇩</p> <p>代替水源から水の供給ができる移送ホース及びポンプを配備し、代替水源からの水の移送ルートを確認する。水⇩</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）（2 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>2.3 建物及び構築物</p> <p style="text-align: right;">①(P5)へ</p> <p>2.3.29 第1保管庫・貯水所                      第1保管庫・貯水所は、その他再処理設備の附属施設の給水施設の第1貯水槽を設置する。また、保管エリアを有する。水◇                      第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-1                      第1保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約16m、地下に第1貯水槽を収納する）、平面が約52m（南北方向）×約113m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。水◇                      第1保管庫・貯水所機器配置図を第2.3-140図～第2.3-143図に示す。水◇</p>		
			<p style="text-align: right;">②(P5)へ</p> <p>2.3.30 第2保管庫・貯水所                      第2保管庫・貯水所は、その他再処理設備の附属施設の給水施設の第2貯水槽を設置する。また、保管エリアを有する。水◇                      第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-4                      第2保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約16m、地下に第2貯水槽を収納する）、平面が約52m（南北方向）×約113m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。水◇                      第2保管庫・貯水所機器配置図を第2.3-144図～第2.3-147図に示す。水◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）（3 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（重大事故等への対処に必要な水の供給設備） 第四十五条 再処理施設には、設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。水①</p> <p>【許可からの変更点】 技術基準規則に合わせて記載を適正化した。</p> <p>【「等」の解説】 「燃料貯蔵プール等」とは燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール及び燃料送しピットであり、42条「1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」で示すため、許可の記載のとおりとした。 （以下同じ）</p> <p>【「等」の解説】 「工場等」については事業指定基準規則に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.8 水供給設備 水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。水①-1</p> <p>【許可からの変更点】 設工認において設計として明確化するため記載を適正化した。 （以下同じ）</p> <p>重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 （7） その他の主要な構造 （ii） 重大事故等対処施設（再処理施設への人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等、制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は（i）安全機能を有する施設に記載）  （j） 重大事故等への対処に必要な水の供給設備 重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設置及び保管する。 水①-1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備は、水供給設備で構成する。 水①-1</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 （2） 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 （i） 給水施設 （a） 構造 （ロ） 重大事故等対処設備 1） 水供給設備 重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合</p>	<p>9.4 給水処理設備 9.4.2 重大事故等対処設備  9.4.2.1 水供給設備 9.4.2.1.1 概要 水供給設備は、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設置及び保管する。水①</p> <p>③(P13)から 9.4.2.1.4 系統構成及び主要設備 （1） 系統構成 重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合</p>	<p>5.8 水源、代替水源供給設備 5.8.1 重大事故等の収束に必要な水源 （1） 系統構成 設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な水の量を供給するために必要な重大事故等対処設備として、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、サブプレッション・チェンバ及びほう酸水貯蔵タンクを重大事故等の収束に必要な水源として設ける設計とする。</p> <p>（当社の記載） &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設の水供給設備は、設計基準事故に対処するための設備に水を供給するための水源として使用しないため該当する記載がない。</p>	<p>備考</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）（4 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の事業変更許可申請書の記載に合わせて設備構成を記載している。</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。 (以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「可搬型貯水槽水位計等」が指す内容は、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計であり添付書類で示す。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて引用先を適正化。 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 申請対象設備に合わせて設備の記載を追加。</p>	<p>において、対処に必要なとなる水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。水①-2</p> <p>水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を供給できる設計とする。水①-3, 4</p> <p>重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬型貯水槽水位計等並びに補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する設計とする。なお、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に示す。水①-5, 6, 7, 8, 9</p> <p>水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」、<u>「1.2.1 使用済燃料貯蔵設備」の「1.2.1.6 代替注水設備」及び「1.2.1.7 スプレイ設備」並びに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」及び「7.3.7.2 注水設備」に示す。水⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫</u></p> <p>重大事故等への対処に必要なとなる水源を確保するため、水供給設備には第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。水①-10</p>	<p>において、対処に必要なとなる水源を確保するために水供給設備を使用する。水①-2</p> <p>水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成する。水①-3</p> <p>重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処では、水供給設備の第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車【水①-4】、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部【水①-5】を使用する。</p> <p>⑤(P6)から 補機駆動用燃料補給設備については「リ、(4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備については「へ、(3)(ii)(a) 計装設備」に示す。水①-6</p> <p>また、水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、「リ、(2) (i) (b)(ロ)2 代替安全冷却水系」、「ハ、(2) (ii) (a) 代替注水設備」、「ハ、(2) (ii) (b) スプレイ設備」、「リ、(4) (viii) (a) 放水設備」及び、「リ、(4) (viii) (b) 注水設備」に示す。水⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽【水①-7】及び計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として設置する。 補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ【水①-8】及び計装設備の一部【水①-9】を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>⑦(P6)から 水供給設備は、重大事故等への対処に必要なとなる水源を確保できる設計とする。水①-10</p>	<p>において、対処に必要なとなる水源を確保するために水供給設備を使用する。水④</p> <p>④(P13)から 重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処では、水供給設備の第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車【水①-4】、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計【水①-5】を使用する。</p> <p>⑥(P14)から 補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ【水①-8】、計装設備の一部である可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計【水①-9】を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>重大事故等への対処に必要なとなる水源を確保するため、水供給設備には第1貯水槽を設置する。水①-10</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）（5 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設の事業変更許可申請書の記載に合わせて、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の建屋構造を記載している。</p> <p>【許可からの変更点】                      主語の明確化に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】                      仕様表対象設備の具体的な仕様(個数、容量)は仕様表にて示すため、基本設計方針に記載しない。</p>	<p>水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。水①-11                      第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。水①-12                      また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。水①-13</p> <p>第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-1                      MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第1貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。水③-2</p> <p>また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。水③-3</p> <p>水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。水①-14                      第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。水①-15                      また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。水①-16</p> <p>第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-4                      MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。水③-5</p> <p>また、第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設</p>	<p>第1保管庫・貯水所は、地下に水供給設備の一部である第1貯水槽を設置する。水①-11                      また、1階に第1保管庫・貯水所は、保管エリアを有する。水①-13                      第1保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、【水②】地上2階、建築面積約5,900m<sup>2</sup>【水②】の建物である。水①-12</p> <p>【許可からの変更点】                      MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所について、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさないことを明確にするため、基本設計方針に記載した。(以下同じ)</p> <p>第2保管庫・貯水所は、地下に水供給設備の一部である第2貯水槽を設置する。水①-14                      また、1階に第2保管庫・貯水所は、保管エリアを有する。水①-16                      第2保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、【水②】地上2階、建築面積約5,900m<sup>2</sup>【水②】の建物である。水①-15</p>	<p>①(P2)から</p> <p>2.3.29 第1保管庫・貯水所                      第1保管庫・貯水所は、その他再処理設備の附属施設の給水施設の第1貯水槽を設置する。また、保管エリアを有する。水④                      第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-1                      第1保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約16m、地下に第1貯水槽を収納する)、平面が約52m(南北方向)×約113m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。水④                      第1保管庫・貯水所機器配置図を第2.3-140図～第2.3-143図に示す。水④</p> <p>②(P2)から</p> <p>2.3.30 第2保管庫・貯水所                      第2保管庫・貯水所は、その他再処理設備の附属施設の給水施設の第2貯水槽を設置する。また、保管エリアを有する。水④                      第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-4                      第2保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約16m、地下に第2貯水槽を収納する)、平面が約52m(南北方向)×約113m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。水④                      第2保管庫・貯水所機器配置図を第2.3-144図～第2.3-147図に示す。水④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）（6 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設の事業変更許可申請書の記載に合わせて、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の建屋構造を記載している。</p>	<p>の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。水③-6</p> <p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-17</p> <p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-18</p>	<p>第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の機器配置概要図を第186図～第193図に示す。水④</p> <p>⑤(P4)へ</p> <p>補機駆動用燃料補給設備については「リ.(4)(vii)補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備については「へ.(3)(ii)(a)計装設備」に示す。水①-6</p> <p>⑦(P4)へ</p> <p>水供給設備は、重大事故等への対処に必要なとなる水源を確保できる設計とする。水①-10</p> <p>重大事故等への対処が継続する場合、水供給設備の第2貯水槽から第1貯水槽へ大型移送ポンプ車で水を補給できる設計とする。水①-17</p> <p>水供給設備は、敷地外の水源から第1貯水槽へ大型移送ポンプ車で水を補給できる設計とする。水①-18</p>	<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設は第1貯水槽を重大事故等への対処する水源とし、敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給する設計であるため該当する記載がない。</p> <p>また、重大事故等への対処を継続するために第2貯水槽及び敷地外の水源から大型移送ポンプ車を使用し、第1貯水槽へ水を補給する。水④</p> <p>⑧(P14)から</p> <p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-17</p> <p>⑨(P14)から</p> <p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-18</p> <p>なお、第2貯水槽を水源とした場合でも対処が可能である。水④</p>	<p>また、これら重大事故等の収束に必要なとなる水源とは別に、代替淡水源として淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）を設ける設計とする。</p> <p>代替淡水貯槽を水源として重大事故等の対応を実施する際には、西側淡水貯水設備を代替淡水源とし、西側淡水貯水設備を水源として重大事故等の対応を実施する際には、代替淡水貯槽を代替淡水源とする。また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。</p> <p>代替淡水貯槽は、想定される重大事故等時において、原子炉压力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（常設）及び低圧代替注水系（可搬型）の水源として使用できる設計とする。</p> <p>西側淡水貯水設備は、想定される重大事故等時において、原子炉压力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型）の水源として使用できる設計とする。</p> <p>サプレッション・チェンバ（容量3,400 m<sup>3</sup>、個数1）は、想定される重大事故等時において、原子炉压力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）（7 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設は第1貯水槽を重大事故等への対処する水源とし、第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給する設計であるため該当する記載がない。</p>	<p>圧代替注水系、代替循環冷却系、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水系）及び低圧炉心スプレイ系の水源として使用できる設計とする。</p> <p>ほう酸水貯蔵タンクは、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段であるほう酸水注入系の水源として使用できる設計とする。</p> <p>代替淡水源である淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）は、想定される重大事故等時において、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ水を供給するための水源として使用できる設計とする。</p> <p>海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型）の水源として利用できる設計とする。</p> <p>5.8.2 代替水源供給設備                      (1) 系統構成                      設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給するために必要な設備及び海を利用するために必要な設備として、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを設ける設計とする。</p> <p>重大事故等の収束に必要な水源である代替淡水貯槽へ淡水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水中型ポンプは、代替淡水源である西側淡水貯水設備、淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）の淡水を、可搬型代替注水大型ポンプは、淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）の淡水を代替淡水貯槽へ供給できる設計とする。</p> <p>また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な水源である代替淡水貯槽へ海水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）（8 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-7, ④-1</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。水③-8, ④-2</p> <p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。水②-1</p> <p>また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。水②-2</p>	<p>水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-7, ④-1</p> <p>水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処すること考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。水③-8, ④-2</p> <p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、給水処理設備の純水貯槽と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。水②-1</p> <p>また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。水②-2</p>	<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では、（設計基準事故対処設備に対して多様性を有していることを）設置許可記載のとおり記載しているが、再処理では、当該条文中にて個別に多様性を有することの記載は不要として事業変更許可申請書に記載していないことから基本設計方針においても記載しない。</p> <p>水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。水④</p> <p>9.4.2.1.2 設計方針                      (1) 多様性、位置的分散                      基本方針については、「1.7.18 (1) a. 多様性、位置的分散」に示す。                      水④                      a. 常設重大事故等対処設備                      水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、給水処理設備の純水貯槽と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。水④                      また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。水④</p>	<p>海水を代替淡水貯槽へ供給できる設計とする。</p> <p>重大事故等の収束に必要な水源である西側淡水貯水設備へ淡水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水大型ポンプは、代替淡水源である代替淡水貯槽、淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）の淡水を西側淡水貯水設備へ供給できる設計とする。</p> <p>また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な水源である西側淡水貯水設備へ海水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水大型ポンプは、海水を西側淡水貯水設備へ供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）（9 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p><b>【許可からの変更点】</b> 設計方針の内容を明確にするため、36 条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する位置的分散に係る内容を追記した。</p> <p><b>（当社の記載）</b> ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の 33 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開して記載しているため。</p> <p><b>【「等」の解説】</b> 「固縛等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、許可の記載のとおりとした。 （以下同じ）</p> <p><b>【許可からの変更点】</b> 仕様表対象設備の具体的な仕様（個数、容量）は仕様表にて示すため、基本設計方針に記載しない。</p>	<p>水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。水②-3</p> <p>水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③-9</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③-10</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③-11</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する水供給設備の第 1 貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量を有する設計とする。水③-12, ④-3</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する水供給設備の第 2 貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第 1 貯水槽へ水を補給</p>	<p>水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、故障時バックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。水②-3</p> <p>水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③-9</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③-11</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する水供給設備の第 1 貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量として約 20,000m<sup>3</sup>（第 1 貯水槽 A 約 10,000m<sup>3</sup>、第 1 貯水槽 B 約 10,000m<sup>3</sup>）を有する設計とし、1 基【水②】を有する設計とする。水③-12, ④-3</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する水供給設備の第 2 貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第 1 貯水槽へ水を補給</p>	<p>b. 可搬型重大事故等対処設備 水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、故障時バックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。水④</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18 (1) b. 悪影響防止」に示す。水④</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水④</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③-10</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水④</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18 (2) 個数及び容量」に示す。水④</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 MOX 燃料加工施設と共用する水供給設備の第 1 貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量として約 20,000m<sup>3</sup>（第 1 貯水槽 A 約 10,000m<sup>3</sup>、第 1 貯水槽 B 約 10,000m<sup>3</sup>）を有する設計とし、1 基を有する設計とする。水④</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する水供給設備の第 2 貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第 1 貯水槽へ水を補給</p>	<p>代替水源及び代替淡水源からの移送ルートを確認するとともに、可搬型のホース、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプについては、複数箇所に分散して保管する。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）（10 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】                      「保守点検」を「点検保守」へ変更及び統一。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】                      可搬型建屋外ホースについては、具体的な数量を仕様表にて示すため、大型移送ポンプ車等の保有数と同じ表現に適正化した。</p> <p>【許可からの変更点】                      基本設計方針対象設備の個数については、許可本文に記載の個数を踏まえ基本設計方針に記載する。(以下同じ)</p>	<p>できる容量を有する設計とする。                      水③-13, ④-4</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要な水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。水③-14, ④-5</p> <p>点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放水設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。水③-15, ④-6</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。水③-16, ④-7</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。水③-17, ④-8</p> <p>点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。水③-18, ④-9</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。水③-19, ④-10</p>	<p>できる容量として約20,000m<sup>3</sup>（第2貯水槽A約10,000m<sup>3</sup>、第2貯水槽B約10,000m<sup>3</sup>）を有する設計とし、1基【水②】を有する設計とする。水③-13, ④-4</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要な水を補給するために約1,800m<sup>3</sup>/h【水②】の送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として4台、【水②】予備として故障時のバックアップを4台の合計8台以上【水②】を確保する。水③-14, ④-5</p> <p>保守点検による待機除外時バックアップについては、同型設備である「リ. (4) (viii) (a) 放水設備」の大型移送ポンプ車の保守点検による待機除外時バックアップと兼用する。水③-15, ④-6</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。水③-16, ④-7</p> <p>⑩(P16)から</p> <p>ホース展張車（MOX燃料加工施設と共用）                      8台（予備として故障時のバックアップを4台）                      （待機除外時バックアップを代替安全冷却水系のホース展張車の待機除外時バックアップと兼用）                      水③-17, 18, ④-8, 9</p> <p>⑪(P16)から</p> <p>運搬車（MOX燃料加工施設と共用）                      8台（予備として故障時のバックアップを4台）                      （待機除外時バックアップを代替安全冷却水系の運搬車の待機除外時バックアップと兼用）                      水③-19, 20, ④-10, 11</p>	<p>できる容量として約20,000m<sup>3</sup>（第2貯水槽A約10,000m<sup>3</sup>、第2貯水槽B約10,000m<sup>3</sup>）を有する設計とし、1基を有する設計とする。水④</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備                      MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要な水を補給するために約1,800m<sup>3</sup>/hの送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として4台、予備として故障時のバックアップを4台の合計8台以上を確保する。水④</p> <p>保守点検による待機除外時バックアップについては、同型設備である「9.15.1 放水設備」の大型移送ポンプ車の保守点検による待機除外時バックアップと兼用する。水④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。水④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）（11 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。水③-20,④-11</p> <p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、汽水による腐食を考慮した設計とする。水⑤-1</p>	<p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、コンクリート構造とすることで【水②】汽水による腐食を考慮した設計とする。水⑤-1</p>	<p>(4) 環境条件等                      基本方針については、「1.7.18 (3) 環境条件等」に示す。水④                      a. 常設重大事故等対処設備                      水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、コンクリート構造とすることで汽水による腐食を考慮した設計とする。水④</p>		
<p>【許可からの変更点】                      仕様表対象設備の具体的な仕様は仕様表にて示すため、材料については基本設計方針に記載しない。</p>	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。水⑤-2</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水⑤-2</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水④</p>		
<p>【許可からの変更点】                      設計方針の内容を明確にするため、36条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する環境条件等に係る内容を適正化した。(以下同じ)</p>	<p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。水⑤-3</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。水⑤-4</p> <p>また、水供給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。水⑤-5</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水⑤-6</p> <p>屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管す</p>	<p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。水⑤-3</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。水⑤-4</p> <p>また、水供給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。水⑤-5</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水⑤-6</p> <p>屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管す</p>	<p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。水④</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備                      水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。水④</p> <p>また、大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。水④</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水④</p> <p>屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して</p>	<p>【「等」の解説】                      「風(台風)等」について、考慮している自然現象の内容は添付書類において明確化するため、許可の記載のとおりとした。</p>	
				<p>【「等」の解説】                      「コンテナ等」とは屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備を収納するための手段のうち、保管庫以外の手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）（12 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 310 522 569"> <b>（当社の記載）</b>                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。                 </p> <p data-bbox="181 1717 522 1927"> <b>【許可からの変更点】</b>                      設計方針の内容を明確にするため、36条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する操作性に係る内容を追記した。                 </p>	<p data-bbox="557 237 1026 268">                     る設計とする。水⑤-7                 </p> <p data-bbox="557 338 1026 611">                     地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。水⑤-8                 </p> <p data-bbox="557 646 1026 877">                     水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。水⑤-9                 </p> <p data-bbox="557 1392 1026 1560">                     水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。水⑤-10                 </p> <p data-bbox="557 1696 1026 1864">                     水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。水⑥-1                 </p>	<p data-bbox="1056 237 1525 268">                     る設計とする。水⑤-7                 </p> <p data-bbox="1056 338 1525 541">                     地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、「ロ. (7)(ii)(b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水⑤-8                 </p> <p data-bbox="1056 646 1525 846">                     水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。水⑤-9                 </p> <p data-bbox="1056 1392 1525 1560">                     水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。水⑤-10                 </p> <p data-bbox="1056 1696 1525 1833">                     水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。水⑥-1                 </p>	<p data-bbox="1555 237 2024 310">                     転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水④                 </p> <p data-bbox="1555 338 2024 548">                     地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水④                 </p> <p data-bbox="1555 653 2024 863">                     水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。水④                 </p> <p data-bbox="1555 894 2024 1104">                     屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。水④                 </p> <p data-bbox="1555 1136 2024 1346">                     屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。水④                 </p> <p data-bbox="1555 1377 2024 1556">                     水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。水④                 </p> <p data-bbox="1555 1587 2024 1839">                     (5) 操作性の確保                      基本方針については、「1.7.18 (4) a. 操作の確実性」に示す。水④                      水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。水④                 </p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）（13 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>9.4.2.1.3 主要設備の仕様 水供給設備の主要設備の仕様を第9.4-2表に示す。水◇</p> <p style="text-align: right;">③(P3)へ</p> <p>9.4.2.1.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要なとなる水源を確保するために水供給設備を使用する。 水◇</p> <p style="text-align: right;">④(P4)へ</p> <p>重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処では、水供給設備の第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車【水①-4】、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計【水①-5】を使用する。</p> <p>水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成する。水◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。水◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）（14 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>⑥(P4)へ</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ【水①-8】、計装設備の一部である可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計【水①-9】を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備については「9.14.4 系統構成」に、計装設備については「6.2.1.4 系統構成及び主要設備」に示す。水◇</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処並びに再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災への対処ができる水源を確保する設計とする。水◇</p> <p>⑧(P6)へ</p> <p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-17</p> <p>⑨(P6)へ</p> <p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-18</p> <p>大型移送ポンプ車は、直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。水◇</p> <p>なお、第2貯水槽を水源とした場合で</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）（15 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="192 493 507 703">【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確にするため、36条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する試験・検査に係る内容を追記した。</p> <p data-bbox="192 787 507 1018">(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p data-bbox="557 598 1026 829">水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、水位を定期的に確認することができる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。</u>水⑦-1</p> <p data-bbox="557 871 1026 1102">水供給設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、<u>外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</u>水⑦-2</p> <p data-bbox="557 1144 1026 1312">水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、<u>当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</u>水⑦-3</p> <p data-bbox="578 1375 1009 1575">【「等」の解説】 「当該機能を健全に維持するため、保守等」が指す具体的な内容は、保安規定に基づく管理において明確化するため、基本設計方針では等とした。</p>	<p data-bbox="1056 598 1525 724">水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に、水位を定期的に確認することができる設計とする。</u>水⑦-1</p> <p data-bbox="1056 871 1525 997">水供給設備の大型移送ポンプ車は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。</u>水⑦-2</p> <p data-bbox="1056 1144 1525 1249">水供給設備の大型移送ポンプ車は、<u>車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u>水⑦-3</p> <p data-bbox="1056 1648 1525 1953">(ロ) 重大事故等対処設備 1) 水供給設備 [常設重大事故等対処設備] 第1貯水槽 (MOX燃料加工施設と共用) 1 基 容量 約20,000m<sup>3</sup> (第1貯水槽A約10,000m<sup>3</sup>, 第1貯水槽B約10,000m<sup>3</sup>) 水⑦</p>	<p data-bbox="1555 241 2024 283">も対処できる設計とする。水⑦</p> <p data-bbox="1555 315 2024 420">水供給設備の系統概要図を第9.4-2図～5図、水供給設備の機器配置概要図を第9.4-6図～11図に示す。水⑦</p> <p data-bbox="1555 493 2024 735">9.4.2.1.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す。水⑦ 水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、再処理施設の運転中又は停止中に、水位を定期的に確認することができる設計とする。水⑦</p> <p data-bbox="1555 871 2024 1008">水供給設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。水⑦</p> <p data-bbox="1555 1144 2024 1249">水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。水⑦</p> <p data-bbox="1573 1333 2006 1543">【「等」の解説】 「外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等」が指す具体的な内容は、保安規定に基づく管理において明確化するため、基本設計方針では等とした。</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）（16 / 16）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>第2貯水槽（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>1 基 容 量 約20,000m<sup>3</sup>（第2貯水槽A約10,000m<sup>3</sup>，第2貯水槽B約10,000m<sup>3</sup>）水②</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 大型移送ポンプ車（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>8 台（予備として故障時のバックアップを4台） （待機除外時バックアップを放水設備の大型移送ポンプ車の待機除外時バックアップと兼用）</p> <p>容 量 約1,800m<sup>3</sup>/h/台水②</p> <p>可搬型建屋外ホース（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>1 式水②</p> <p style="text-align: right;">⑩(P10)へ</p> <p>ホース展張車（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>8 台（予備として故障時のバックアップを4台） （待機除外時バックアップを代替安全冷却水系のホース展張車の待機除外時バックアップと兼用） 水③-17, 18, ④-8, 9</p> <p style="text-align: right;">⑪(P10)へ</p> <p>運搬車（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>8 台（予備として故障時のバックアップを4台） （待機除外時バックアップを代替安全冷却水系の運搬車の待機除外時バックアップと兼用） 水③-19, 20, ④-10, 11</p>			

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第四十五条（重大事故時等への対処に必要なとなる水の供給設備）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
水①	重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源の確保及び十分な量の水を供給するために必要な設備に関する説明	技術基準規則（第 45 条）の要求事項を受けている内容	1 項	—	f
水②	共通要因故障に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 45 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 2 項) (36 条 3 項 2 号) (36 条 3 項 4 号) (36 条 3 項 6 号)	—	b
水③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 45 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 6 号)	—	b
水④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 45 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 1 号)	—	a
水⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 45 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 2 号) (36 条 1 項 7 号) (36 条 3 項 3 号) (36 条 3 項 4 号)	—	b
水⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 45 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 3 号) (36 条 1 項 5 号) (36 条 3 項 1 号) (36 条 3 項 5 号)	—	b
水⑦	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち技術基準規則（第 45 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 4 号)	—	b
水⑧	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用する設備	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用する代替安全冷却水系に係る事項	—	—	c
水⑨	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用する設備	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用する代替注水設備に係る事項	—	—	d

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
水⑩	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用する設備	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用するスプレイ設備に係る事項	—	—	d
水⑪	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用する設備	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用する放水設備に係る事項	—	—	e
水⑫	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用する設備	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用する注水設備に係る事項	—	—	e

## 2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
水㊦	配置図の呼び込み	配置図の呼び込み場所の記載である。	g
水㊧	設備仕様	仕様表にて記載する。	h

## 3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
水◇	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類の記載と重複する内容である。	—
水◇	設備仕様	仕様表にて記載する。	h
水◇	保安規定（除雪及び除灰）に関する事項	保安規定（除雪及び除灰）に関する事項は第 36 条「重大事故等対処設備」にて明確にするため、記載しない。	—
水◇	系統図、配置図の呼び込み	系統図、配置図の呼び込み場所の記載である。	g
水◇	仕様表の呼び込み	仕様表の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	h
水◇	設備の運用に係る記載	設備の運用に関する事項であるため記載しない。	—

## 4. 添付書類等

No.	書類名
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
b	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
c	VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書
d	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書
e	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書
f	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書
g	VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図
h	仕様表（設計条件及び仕様）

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.8 水供給設備 水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地震」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—
3	重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレー、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要な水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 2. 基本方針 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図	【2. 基本方針】 重大事故等への対処に必要な水を供給するための設備に関する基本方針を説明する。 【V-2-3 系統図、V-2-4 配置図、V-2-5 構造図】 ・水供給設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・水供給設備の構造について、構造図にて説明する。	—	—	—	—	—	—
4	水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展開車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展開車 運搬車	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—
5	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬型貯水槽水位計等並びに補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリーを使用する設計とする。なお、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備 3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保 3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	【3.1.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.1.1.2 計測制御設備】 【3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.3 計測制御設備】 【3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.3 計測制御設備】 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に使用する計測制御設備について説明する。 【3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備】 【3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.2 補機駆動用燃料補給設備】 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に使用する補機駆動用燃料補給設備について説明する。	—	—	—	—	—	—
6	水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」、「1.2.1 使用済燃料貯蔵設備」の「1.2.1.6 代替注水設備」及び「1.2.1.7 スプレー設備」並びに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」及び「7.3.7.2 注水設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	重大事故等への対処に必要な水源を確保するため、水供給設備には第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備 3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保	【3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備】 【3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保 3.1.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.1.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処に必要な水源を確保するため、水供給設備として第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。 第1貯水槽は、重大事故等への対処するための水源として使用する。 第2貯水槽は、重大事故等への対処を継続するために、第1貯水槽へ水を補給する場合の水源として使用する。	—	—	—	—	—	—
8	水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.8 水供給設備 水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地震」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	-	-	-
2	設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	-	基本方針	-	-	-	-	-	-
3	重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレー、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要な水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	-	基本方針	-	-	-	-	【2. 基本方針】 重大事故等への対処に必要な水となる水を供給するための設備に関する説明書 2. 基本方針 【V-2-3 系統図、V-2-4 配置図、V-2-5 構造図】 ・水供給設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・水供給設備の構造について、構造図にて説明する。	
4	水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展開車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展開車 運搬車	基本方針	○	-	【機能要求②】 第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	-	-	-	<容器> 容量 <ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機 燃料タンク <主配管> 外径・厚さ	-	-
5	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬型貯水槽水位計等並びに補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する設計とする。なお、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	-	基本方針	-	-	-	-	【3.1.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.1.1.2 計測制御設備】 【3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.3 計測制御設備】 【3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.3 計測制御設備】 重大事故等への対処に必要な水源の確保 3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 【3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備】 【3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.2 補機駆動用燃料補給設備】 重大事故等への対処に必要な水となる水の供給設備について説明する。	
6	水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」、「1.2.1 使用済燃料貯蔵設備」の「1.2.1.6 代替注水設備」及び「1.2.1.7 スプレー設備」並びに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」及び「7.3.7.2 注水設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	-	○	-	基本方針	-	-	-	-	-	-
7	重大事故等への対処に必要な水源を確保するため、水供給設備には第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	基本方針	○	-	第1貯水槽 第2貯水槽	-	-	-	-	【3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備】 【3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保 3.1.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.1.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処に必要な水源を確保するため、水供給設備として第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。 第1貯水槽は、重大事故等への対処するための水源として使用する。 第2貯水槽は、重大事故等への対処を継続するために、第1貯水槽へ水を補給する場合の水源として使用する。	
8	水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	基本方針	○	-	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	-	-	-	-	【2. 基本方針】 水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第1貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
10	水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所に設置する設計とする。 第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	-	-	-	-	-
11	第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 また、第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
12	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備 3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	【3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	-	-	-	-	-
13	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備 3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	【3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	-	-	-	-	-
14	水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展開車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
15	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。 また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
16	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、被爆時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散】 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
9	第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第1貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	設計方針(悪影響防止)	○	—	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	—	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)
10	水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	基本方針	○	—	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	—	—	—	—	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。
11	第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。また、第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	設計方針(悪影響防止)	○	—	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	—	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)
12	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針	○	—	【機能要求②】 第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	—	—	—	<容器> 容量 <ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機 燃料タンク <主配管> 外径・厚さ	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備 3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	【3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。
13	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針	○	—	【機能要求②】 第1貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	—	—	—	<容器> 容量 <ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機 燃料タンク <主配管> 外径・厚さ	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備 3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	【3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。
14	水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展開車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量)	○	—	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展開車	—	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)
15	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	○	—	第1貯水槽 第2貯水槽	—	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時はその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 (以下省略)
16	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、被覆時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料投入・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	—	—	—	—	—	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時はその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 (以下省略)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針(悪影響防止)			-	-	-	-	-
18	水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 【悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
19	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることと他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針(固縛等の措置)	設計方針(悪影響防止)			-	-	-	-	-
20	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第1貯水槽	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
21	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第2貯水槽	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
22	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要な水を補給するために必要な容量を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
23	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))		【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
24	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な管路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 【悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
25	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展開車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とする。保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	設置要求	ホース展開車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
26	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」のホース展開車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	ホース展開車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
27	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とする。保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
28	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
29	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
30	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等 (1) 環境条件等 a. 常設重大事故等対処設備	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 【常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
31	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回						添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表		
17	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針(悪影響防止)	○	—	第1貯水槽 第2貯水槽	—	—	—	—	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 【VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止
18	水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止)	○	—	大型移送ポンプ車	—	—	—	—	
19	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることと他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針(固縛等の措置)	設計方針(悪影響防止)	○	—	施設共通 基本設計方針(固縛等の措置)	—	—	—	—	
20	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第1貯水槽	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	○	—	【機能要求②】 第1貯水槽	—	—	—	<容器> 容量	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 【VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止
21	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第2貯水槽	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	○	—	【機能要求②】 第2貯水槽	—	—	—	<容器> 容量	
22	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要な水を補給するために必要な容量を有する設計とともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	—	—	—	<ポンプ> 容量	
23	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	大型移送ポンプ車	—	—	—	—	
24	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な管路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型建屋外ホース	—	—	—	—	
25	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展開車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	設置要求	ホース展開車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	ホース展開車	—	—	—	—	
26	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」のホース展開車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	ホース展開車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	ホース展開車	—	—	—	—	
27	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	運搬車	—	—	—	—	
28	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	運搬車	—	—	—	—	
29	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	○	—	第1貯水槽 第2貯水槽	—	—	—	—	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 【VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備
30	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	○	—	施設共通 基本設計方針	—	—	—	—	
31	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	○	—	第1貯水槽 第2貯水槽	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
33	また、水供給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
34	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
35	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
36	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.1 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
37	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
38	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、繰量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【4. 環境条件等 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、繰量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
39	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	【5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保】 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルート確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
40	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、水位を定期的に確認することができる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針（試験・検査性）	設計方針（試験・検査性）	【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるように、機能、性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
41	水供給設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるように、機能、性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
42	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	設計方針（試験・検査性）	【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるように、機能、性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回					仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事			
32	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	-	大型移送ポンプ車	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐腐蝕性を有する設計とする。 （以下省略）
33	また、水供給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水の際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	-	大型移送ポンプ車	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基本事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 （以下省略）
34	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	-	施設共通 基本設計方針（固縛等の措置）	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基本事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 （以下省略）
35	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	-	施設共通 基本設計方針（固縛等の措置）	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基本事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 （以下省略）
36	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.1 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	-	施設共通 基本設計方針	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐腐蝕性を有する設計とする。 （以下省略）
37	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	-	施設共通 基本設計方針	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐腐蝕性を有する設計とする。 （以下省略）
38	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	○	-	大型移送ポンプ車	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【4. 環境条件等 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する作業制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。 （以下省略）
39	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針（操作性の確保）	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験、検査性 (1) 操作性の確保	【5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保】 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指図（変更許可）申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び設備の整備に関する事項」で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。 （以下省略）
40	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、水位を定期的に確認することができる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針（試験・検査性）	○	-	第1貯水槽 第2貯水槽	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験、検査性 (2) 試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 （以下省略）
41	水供給設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	○	-	大型移送ポンプ車	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験、検査性 (2) 試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 （以下省略）
42	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	○	-	大型移送ポンプ車	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験、検査性 (2) 試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 （以下省略）

凡例  
○ 「説明対象」について  
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
-：当該申請回次で記載しない項目



## 別紙 3

### 基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
2	設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
3	重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要な水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
4	水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車	基本方針	2. 基本方針	<p>【2. 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。</li> <li>・重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要な水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。</li> <li>・水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。</li> <li>・水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。</li> <li>・第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。</li> <li>・水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。</li> <li>・第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象なし
8	水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽				
10	水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽				
7	重大事故等への対処に必要な水源を確保するため、水供給設備には第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書	<p>【3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備】</p> <p>【3.1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備】</p> <p>【3.1.1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等への対処に必要な水源を確保するため、水供給設備として第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。</li> <li>・第1貯水槽は、重大事故等への対処するための水源として使用する。</li> <li>・第2貯水槽は、重大事故等への対処を継続するために、第1貯水槽へ水を補給する場合の水源として使用する。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象なし
12	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針		<p>【3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給】</p> <p>【3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計】</p> <p>【3.2.1.1 水供給設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象なし
13	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針		<p>【3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給】</p> <p>【3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計】</p> <p>【3.3.1.1 水供給設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象なし
5	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬型貯水槽水位計等並びに補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する設計とする。なお、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		<p>【3.1.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計】</p> <p>【3.1.1.2 計測制御設備】</p> <p>【3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計】</p> <p>【3.2.1.3 計測制御設備】</p> <p>【3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計】</p> <p>【3.3.1.3 計測制御設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等への対処に必要な水の供給設備に使用する計測制御設備について説明する。</li> </ul> <p>【3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計】</p> <p>【3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備】</p> <p>【3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計】</p> <p>【3.3.1.2 補機駆動用燃料補給設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等への対処に必要な水の供給設備に使用する補機駆動用燃料補給設備について説明する。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象なし
4	水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車	基本方針	VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図	<p>【VI-2-3 系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1貯水槽</li> <li>・第2貯水槽</li> <li>・大型移送ポンプ車</li> <li>・可搬型建屋外ホース</li> </ul> <p>【VI-2-4 配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1貯水槽</li> <li>・第2貯水槽</li> <li>・大型移送ポンプ車</li> <li>・可搬型建屋外ホース</li> </ul> <p>【VI-2-5 構造図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1貯水槽</li> <li>・第2貯水槽</li> <li>・大型移送ポンプ車</li> </ul> <p>【V-2-3 系統図、V-2-4 配置図、V-2-5 構造図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水供給設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。</li> <li>・水供給設備の構造について、構造図にて説明する。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項			
15	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散】 ・重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺に設置又は保管している設計基準事故に対処するための設備、重大事故等対処設備、自主対策設備からの影響(以下、「周辺機器等からの影響」という)及び事業指定(変更許可)を受けた安全機能を有する施設的设计において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし			
16	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))						
34	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針(固縛等の措置)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))				3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
35	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針(固縛等の措置)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))						
36	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針							
9	第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処と同時に対処することを考慮し、第1貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽					VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
11	第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処と同時に対処することを考慮し、第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。また、第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽							
14	水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処と同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展張車							
17	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽							
18	水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車							
19	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針(固縛等の措置)							
20	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第1貯水槽	設計方針(悪影響防止)	3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし			
21	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第2貯水槽							
22	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要な水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車							
23	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車							
24	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース							
25	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	設置要求	ホース展張車							
26	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	ホース展張車							
27	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	設置要求	運搬車							
28	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
29	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽				
30	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	4. 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
31	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽				
32	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車				
33	また、水供給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
37	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針				
38	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、繰量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))	4. 環境条件等 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【4. 環境条件等 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、繰量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
39	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針(操作性の確保)	5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	【5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保】 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
40	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、水位を定期的に確認することができる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽				
41	水供給設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(試験・検査性)	5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
42	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車				
14	水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展張車	設計方針(個数及び容量)			
20	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第1貯水槽	設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))			
21	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第2貯水槽				
22	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要な水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車				
23	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明> ⇒可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。  ・重事1.2【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等】に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】
24	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース				
25	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	設置要求	ホース展張車	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
26	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	ホース展張車				
27	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	設置要求	運搬車				
28	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)		添付書類における記載	補足すべき事項
1	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.8 水供給設備  水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-
6	水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」、「1.2.1 使用済燃料貯蔵設備」の「1.2.1.6 代替注水設備」及び「1.2.1.7 スプレイ設備」並びに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」及び「7.3.7.2 注水設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	-	-	-	-	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数		補足説明資料	
L	L.1	L.1.1	(I)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要		2回
VI								その他の説明書					
	VI-1							説明書					
		VI-1-1						各施設に共通の説明書					
			VI-1-1-3					設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	水供給設備の設定根拠について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 水供給設備の設定根拠について説明する。	<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明> ⇒可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。 ・重事1.2【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等】に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】
			VI-1-1-4-2					重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書					
					3.			多様性、位置的分散、悪影響防止等					
						(1)		多様性、位置的分散	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	
						(2)		悪影響防止	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	
					4.			環境条件等					
						(1)		環境条件	【重大事故等対処設備の環境条件】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【重大事故等対処設備の環境条件】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	
					5.			操作性及び試験・検査性					
						(1)		操作性の確保	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	
						(2)		試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	
		VI-1-8						その他の再処理施設に関する説明書					
			VI-1-8-3					重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書					
					1.			概要	【概要】 水の供給設備に関する説明書の概要について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【概要】 水の供給設備に関する説明書の概要について説明する。	
					2.			基本方針	【基本方針】 水の供給設備についての基本方針について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【基本方針】 水の供給設備についての基本方針について説明する。	
					3.			重大事故等への対処に必要な水の供給設備					
						3.1		重大事故等への対処に必要な水源の確保	【重大事故等への対処に必要な水源の確保】 重大事故等への対処に必要な水源の確保について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【重大事故等への対処に必要な水源の確保】 重大事故等への対処に必要な水源の確保について説明する。	
						3.1.1		重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計	【重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備】 重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備】 重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備について説明する。	
						3.2		第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	【第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給】 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給】 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給について説明する。	
						3.2.1		第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計	【第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備】 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備について説明する	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備】 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備について説明する	
						3.3		敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	【敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給】 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給】 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給について説明する。	
						3.3.1		敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計	【敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備】 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備について説明する。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備】 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備について説明する。	
	VI-2							再処理施設に関する図面					
		VI-2-3						系統図	【系統図】 水の供給設備の系統図を示す。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【系統図】 水の供給設備の系統図を示す。	
		VI-2-4						配置図	【配置図】 水の供給設備の配置図を示す。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【配置図】 水の供給設備の配置図を示す。	
		VI-2-5						構造図	【構造図】 水の供給設備の構造図を示す。	-	対象となる設備がないため記載事項なし	○ 【構造図】 水の供給設備の構造図を示す。	

凡例  
・「申請回数」について  
○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目  
△：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
-：当該申請回数で記載しない項目

## 別紙4

# 添付書類の発電炉との比較

本添付書類は、発電炉に対応する添付書類がないことから、発電炉との比較を行わない。

## VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書

### 目 次

	ページ
1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	2
3.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保	2
3.1.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計	2
3.1.1.1 水供給設備	2
3.1.1.1.1 水供給設備の系統設計方針	2
3.1.1.1.2 水供給設備の環境条件	2
3.1.1.2 計測制御設備	3
3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	3
3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計	3
3.2.1.1 水供給設備	4
3.2.1.1.1 水供給設備の系統設計方針	4
3.2.1.1.2 水供給設備の環境条件	4
3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備	4
3.2.1.3 計測制御設備	5
3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	5
3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計	5
3.3.1.1 水供給設備	5
3.3.1.1.1 水供給設備の系統設計方針	5
3.3.1.1.2 水供給設備の環境条件	6
3.3.1.2 補機駆動用燃料補給設備	6
3.3.1.3 計測制御設備	6



## 1. 概要

本章は、重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の基本設計方針、重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備及び関連設備の系統設計方針並びに重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の環境条件について説明するものである。

## 2. 基本設計方針

設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。

重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要なとなる水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。

水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計並びに補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する設計とする。

水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。

第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。

水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。

第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2保管

庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。

補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。

補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース並びに計測制御設備の一部である可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

### 3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備

#### 3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保

重大事故等への対処に必要な水源の確保については、重大事故等対処設備として設ける水供給設備のうち、重大事故等への対処に必要な水源として、第1貯水槽及び第2貯水槽を設置することで重大事故等への対処に必要な十分な量の水を確保する。また、敷地外水源から大型移送ポンプ車を用いて取水することにより、敷地外水源の水を水源として使用する。

##### 3.1.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計

###### 3.1.1.1 水供給設備

###### 3.1.1.1.1 水供給設備の系統設計方針

重大事故等への対処に必要な水源を確保するため、水供給設備として第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。

第1貯水槽は、重大事故等への対処するための水源として使用する。

第2貯水槽は、重大事故等への対処を継続するために、第1貯水槽へ水を補給する場合の水源として使用する。

主要な設備は、以下のとおりである。

###### (1) 常設重大事故等対処設備

- ・第1貯水槽
- ・第2貯水槽

###### 3.1.1.1.2 水供給設備の環境条件

###### (1) 温度条件

蒸発乾固への対処に使用する水源

- ・第1貯水槽 60℃

（重大事故等時の崩壊熱除去に使用する内部流体温度 29℃）

上記以外の重大事故等における水源

- ・第1貯水槽 40℃
- ・第2貯水槽 40℃

(2) 圧力条件

- ・第1貯水槽 静水頭
- ・第2貯水槽 静水頭

(3) 湿度条件

- ・第1貯水槽 100%
- ・第2貯水槽 100%

3.1.1.2 計測制御設備

重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保を実施する際に以下の計測で使用する。

- ・重大事故等への対処に必要なとなる水源の状態確認のため、第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を計測する。

その設計方針については、「VI-1-4-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 可搬型重大事故等対処設備

- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）

3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給

第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給として、燃料貯蔵プール等への水のスプレイの対処、放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対処又は燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制への対処のいずれかの対処を継続して行う必要がある場合、第1貯水槽へ水を補給するために第2貯水槽を使用するための経路を構築する。

第1貯水槽を水源とした対処を継続するために、第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するため、大型移送ポンプ車を第2貯水槽近傍に設置し、可搬型建屋外ホースを第2貯水槽から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置した上で、大型移送ポンプ車を起動することで、第1貯水槽へ水を補給し、第1貯水槽を水源とした対処を継続できる設計とする。

系統概要図を第3-2図に示す。

3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関

## 連設備の系統設計

### 3.2.1.1 水供給設備

#### 3.2.1.1.1 水供給設備の系統設計方針

重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
  - ・第1貯水槽
  - ・第2貯水槽
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・大型移送ポンプ車
  - ・可搬型建屋外ホース
  - ・ホース展張車
  - ・運搬車

#### 3.2.1.1.2 水供給設備の環境条件

##### (1) 温度条件

第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給の内部流体温度は、大型移送ポンプ車により第2貯水槽から供給される水の温度を上回る重大事故等時における使用時の値である40℃とする。

##### (2) 圧力条件

第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給の内部流体圧力は、大型移送ポンプ車により第2貯水槽から供給される水の重大事故等時における使用時の値である1.4MPaとする。

##### (3) 湿度条件

内部流体の湿度 100%

#### 3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備

水供給設備の大型移送ポンプ車、ホース展張車及び運搬車で使用する軽油を補給するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
  - ・第1軽油貯槽

- ・第2軽油貯槽
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・軽油用タンクローリ
  - ・燃料補給用可搬型ホース

### 3.2.1.3 計測制御設備

第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給を実施する際に以下の計測で使用する。

- ・第1貯水槽への水の補給の成否判断, 第1貯水槽へ水の補給ができていないことの確認及び第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給停止判断のため, 貯水槽の水位を計測する。
- ・第1貯水槽への水の補給の成否判断, 第1貯水槽への給水流量の調整及び第1貯水槽へ水の補給ができていないことの確認のため, 貯水槽へ補給する水の流量を計測する。

その設計方針については、「VI-1-4-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。

主要な設備は, 以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)
  - ・可搬型貯水槽水位計 (電波式)
  - ・可搬型第1貯水槽給水流量計

### 3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給

敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給として, 第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給するための経路の構築が完了した後, 敷地外水源から第1貯水槽への水の補給するための経路を構築する。

第1貯水槽を水源とした対処を継続するために, 敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するため, 大型移送ポンプ車を敷地外水源に設置し, 可搬型建屋外ホースを敷地外水源から第1貯水槽まで敷設し, 可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置した上で, 大型移送ポンプ車を起動することで, 第1貯水槽へ水を補給でき, 第1貯水槽を水源とした対処を継続できる設計とする。

系統概要図を第3-3図に示す。

#### 3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計

##### 3.3.1.1 水供給設備

#### 3.3.1.1.1 水供給設備の系統設計方針

重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
  - ・第1貯水槽
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・大型移送ポンプ車
  - ・可搬型建屋外ホース
  - ・ホース展張車
  - ・運搬車

#### 3.3.1.1.2 水供給設備の環境条件

##### (1) 温度条件

敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給の内部流体温度は、大型移送ポンプ車により敷地外水源から供給される水の温度を上回る重大事故等時における使用時の値である40℃とする。

##### (2) 圧力条件

敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給の内部流体圧力は、大型移送ポンプ車により敷地外水源から供給される水の重大事故等時における使用時の値である1.4MPaとする。

##### (3) 湿度条件

内部流体の湿度 100%

#### 3.3.1.2 補機駆動用燃料補給設備

水供給設備の大型移送ポンプ車、ホース展張車及び運搬車で使用する軽油を補給するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
  - ・第1軽油貯槽
  - ・第2軽油貯槽
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・軽油用タンクローリ

- ・燃料補給用可搬型ホース

### 3.3.1.3 計測制御設備

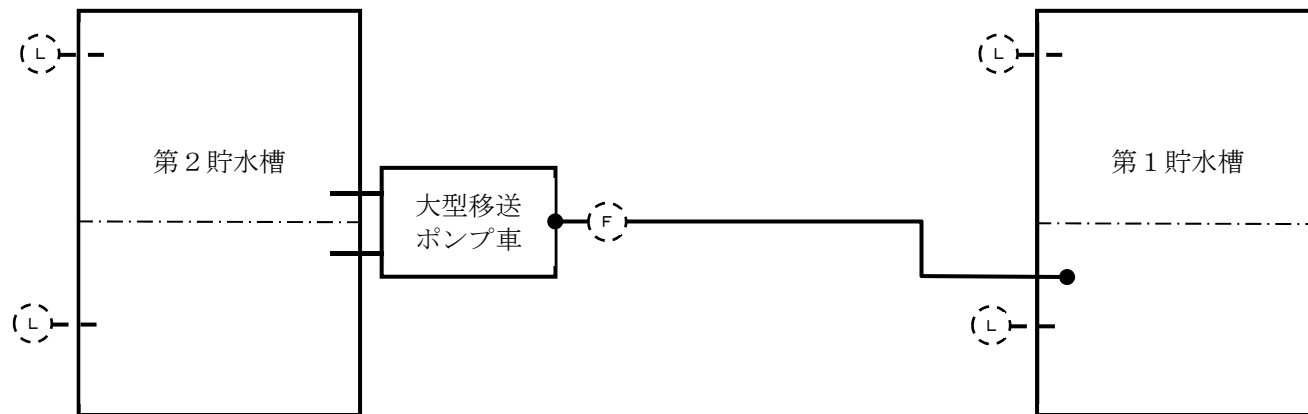
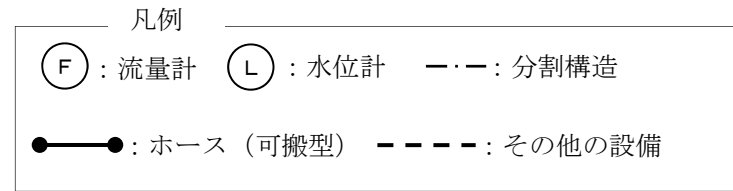
敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給を実施する際に以下の計測で使用する。

- ・第1貯水槽への水の補給の成否判断, 第1貯水槽へ水の補給ができていることの確認のため, 貯水槽の水位を計測する。
- ・第1貯水槽への水の補給の成否判断, 第1貯水槽への給水流量の調整及び第1貯水槽へ水の補給ができていることの確認のため, 貯水槽へ補給する水の流量を計測する。

その設計方針については, 「VI-1-4-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。

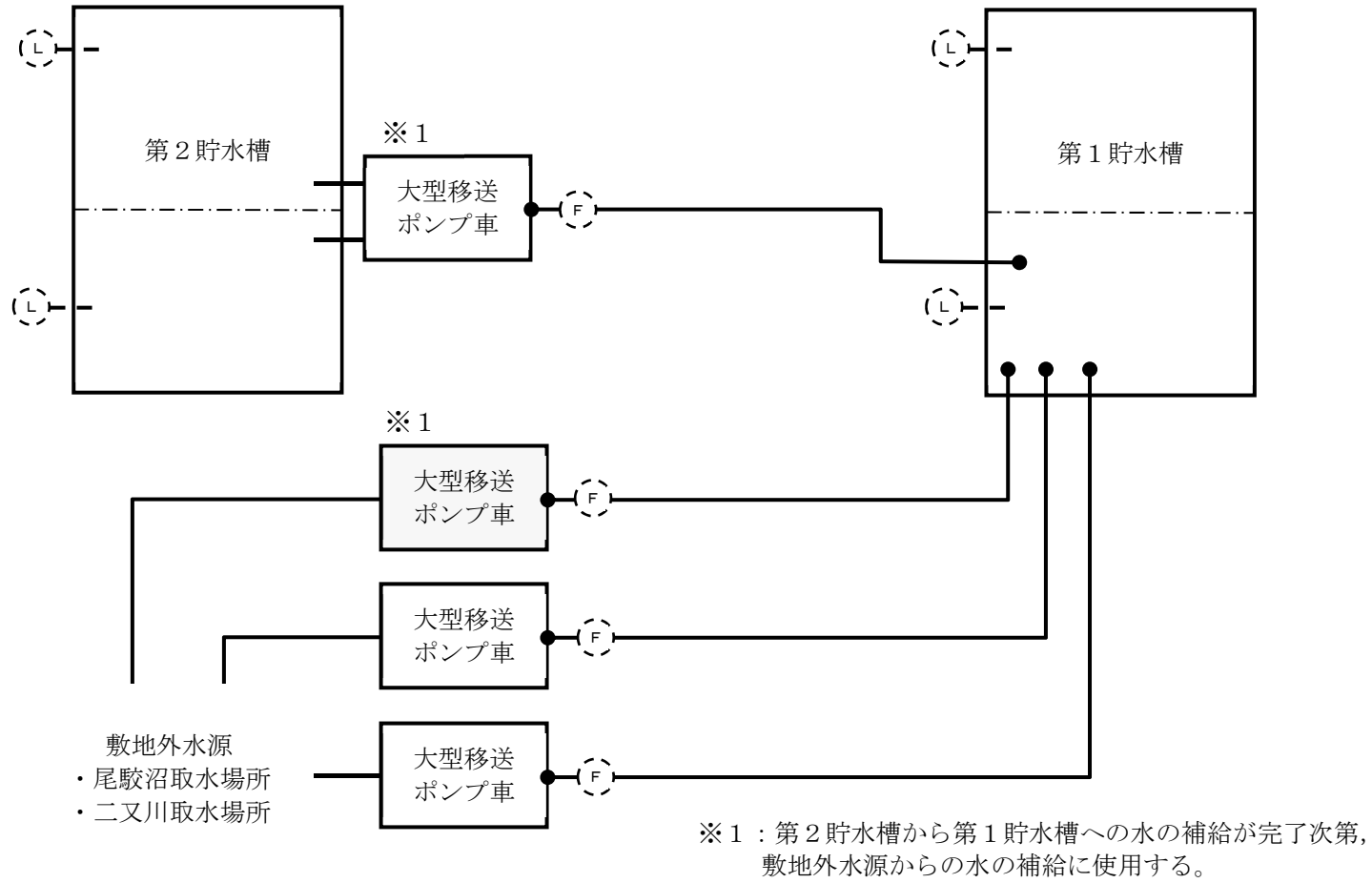
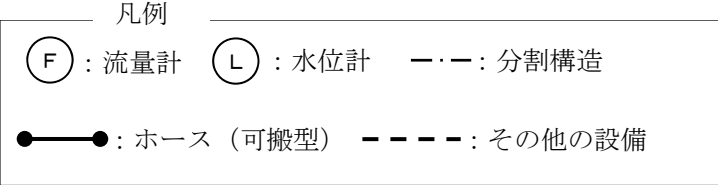
主要な設備は, 以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)
  - ・可搬型貯水槽水位計 (電波式)
  - ・可搬型第1貯水槽給水流量計



第 3.2 図 第 2 貯水槽を水の補給源とした第 1 貯水槽への水の補給の系統概要図





第 3.3 図 敷地外水源を水の補給源とした第 1 貯水槽への水の補給の系統概要図

## 別紙5

### 補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
1	<p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.8 水供給設備</p> <p>水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「4. 閉じ込めの機能」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p>	-	-	※補足すべき事項の対象なし
2	<p>設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。</p>	<p>VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書</p> <p>VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図</p>	<p>【2. 基本方針】 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。 重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要な水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。 水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。</p> <p>【V-2-3 系統図、V-2-4 配置図、V-2-5 構造図】 ・水供給設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・水供給設備の構造について、構造図にて説明する。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
3	<p>重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要な水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。</p>			
4	<p>水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。</p>			
5	<p>重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬型貯水槽水位計等並びに補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する設計とする。なお、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に示す。</p>			
6	<p>水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」、 「1.2.1 使用済燃料貯蔵設備」の「1.2.1.6 代替注水設備」及び「1.2.1.7 スプレイ設備」並びに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」及び「7.3.7.2 注水設備」に示す。</p>	-	-	※補足すべき事項の対象なし
7	<p>重大事故等への対処に必要な水源を確保するため、水供給設備には第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。</p>	<p>VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書</p>	<p>【3. 重大事故等への対処に必要な水の供給設備】 【3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保 3.1.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.1.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処に必要な水源を確保するため、水供給設備として第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。 第1貯水槽は、重大事故等への対処するための水源として使用する。 第2貯水槽は、重大事故等への対処を継続するために、第1貯水槽へ水を補給する場合の水源として使用する。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
8	<p>水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。</p>	-	<p>【2. 基本方針】 水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
9	<p>第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第1貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
10	<p>水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。</p>	<p>VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書</p>	<p>【2. 基本方針】 水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
11	<p>第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 また、第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
12	<p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。</p>	<p>VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書</p>	<p>【3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
13	<p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。</p>	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p>	<p>【3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
14	<p>水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。  【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
15	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。 また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (1) 多様性, 位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性, 独立性, 位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
16	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋, 前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。			
17	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。			
18	水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設, 当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備, MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
19	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。			

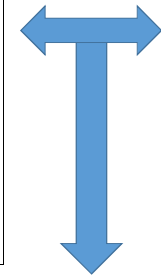
基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
20	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量を有する設計とする。			
21	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。			
22	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要な水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。			
23	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。			
24	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。  【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明> ⇒可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。 ・[重事12]大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について
25	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。			
26	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。			
27	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。			
28	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。			

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
29	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、汽水による腐食を考慮した設計とする。		
30	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
31	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		
32	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
33	また、水供給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。		
34	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。		
35	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
36	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。。		
37	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
38	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	【4. 環境条件等 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
39	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	【5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保】 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
40	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、水位を定期的に確認することができる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
41	水供給設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。			
42	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。			



基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目				発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由	
VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】	<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明>	[重要12]	大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	【補足30-1】可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプに使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプに使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	○	



【可搬型建屋外ホースの数量】に係る補足説明について  
⇒基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない。

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回数			
				1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要
【補足30-1】可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプに使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	可搬型建屋外ホースの必要数、保有数の考え方について示す。	[重事12]	—	対象となる設備がないため、記載事項なし	○	可搬型建屋外ホースの必要数、保有数の考え方について

凡例  
 ・「申請回数」について  
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目  
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
 —：当該申請回数で記載しない項目

## 別紙6

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第 2 回申請）

変 更 前	変 更 後
<p>第 2 章 個別項目</p> <p>7 その他再処理設備の附属施設</p>	<p>第 2 章 個別項目</p> <p>7 その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.3 その他の主要な事項</p> <p>7.3.8 水供給設備</p> <p>水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については、第 1 章 共通項目の「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「4. 閉じ込めの機能」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要な水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。</p> <p>水供給設備は、第 1 貯水槽、第 2 貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。</p> <p>重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬型貯水槽水位計等並びに補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する設計とする。なお、計測制御設備については第 2 章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第 2 章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に示す。</p> <p>水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、第 2 章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」、 「1.2.1 使用済燃料貯蔵設備」の「1.2.1.6 代替注水設備」及び「1.2.1.7 スプレイ設備」並びに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」及び「7.3.7.2 注水設備」に示す。</p> <p>重大事故等への対処に必要な水源を確保するため、水供給設備には第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽を設置する設計とする。</p> <p>水供給設備の一部である第 1 貯水槽は、第 1 保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。</p> <p>第 1 保管庫・貯水所の主要構造は、地上 2 階の建物とする設計とする。また、第 1 保管庫・貯水所は、</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
	<p>1階に保管エリアを有する設計とする。</p> <p>第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第1貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。</p> <p>第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。</p> <p>第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを經由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。</p> <p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを經由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。</p> <p>水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
	<p>屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要な水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。</p> <p>点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。</p> <p>点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。</p> <p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、汽水による腐食を考慮した設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変 更 前	変 更 後
	<p>槽は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。また、水供給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、水位を定期的に確認することができる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p>